

東京電力(株)八丈島地熱発電所 環境モニタリング測定結果 (平成25年11月～平成26年4月)

臭気指数※1								
測定実施年月日	平成25年11月27日	平成25年12月17日	平成26年1月16日	平成26年2月18日	平成26年3月18日	平成26年4月8日	条例の基準	備考
冷却塔出口A	40	42	37	37	35	26	22	発電所内 排出口
冷却塔出口B	40	40	42	35	34	24		
敷地境界①	10未満	10未満	14	10未満	10未満	10未満	10	発電所 敷地境界3点
敷地境界②	25	10未満	10未満	24	11	18		
敷地境界③	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満		
周辺住民宅 (A地点からL地点、計12地点)	全ての測定点で 10未満	H地点:15 他11地点:10未満	B地点:19 K地点:17 他10地点:10未満	全ての測定点で 10未満	全ての測定点で 10未満	全ての測定点で 10未満	-	椋立地区 中之郷地区 主要地点
硫化水素【ppm】※2								
測定実施年月日	平成25年11月27日	平成25年12月17日	平成26年1月16日※	平成26年2月18日※	平成26年3月18日※	平成26年4月8日※	条例の基準	備考
冷却塔出口A	6.5	8	-	-	-	0.2未満	-	発電所内 排出口
冷却塔出口B	4.3	6.3	-	-	-	0.2未満		
敷地境界①	0.002未満	0.002未満	0.022	0.002未満	0.002未満	0.002未満	-	発電所 敷地境界3点
敷地境界②	0.12	0.002未満	0.0032	0.16	0.0054	0.026		
敷地境界③	0.002未満	0.023	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満		
周辺住民宅 (A地点からL地点、計12地点)	全ての測定点で 0.002(検出下限値) 未満	G地点:0.0025 H地点:0.014 他10地点:0.002未満	B地点:0.0086 I地点:0.0056 K地点:0.0099 L地点:0.013 他8地点:0.002未満	J地点:0.0077 他11地点:0.002未満	全ての測定点で 0.002未満	全ての測定点で 0.002未満	-	椋立地区 中之郷地区 主要地点
硫酸塩(三酸化硫黄を含む)【mg/m ³ 】※3								
測定実施年月日	平成25年11月27日	平成25年12月17日	-	平成26年2月18日※	平成26年3月18日※	平成26年4月8日※	条例の基準	備考
冷却塔出口A	0.36未満	0.36未満	-	0.36未満	0.36未満	0.36未満	1mg/m ³	発電所内 排出口
冷却塔出口B	0.36未満	0.36未満	-	0.36未満	0.36未満	0.36未満		
敷地境界①	0.005未満	0.005未満	-	-	-	-	-	発電所 敷地境界3点
敷地境界②	0.009	0.005未満	-	-	-	-		
敷地境界③	0.005未満	0.005未満	-	-	-	-		
周辺住民宅 (A地点からL地点、計12地点)	全ての測定点で 0.005(検出下限値) 未満	全ての測定点で 0.005未満	-	-	-	-	-	椋立地区 中之郷地区 主要地点
二酸化硫黄【ppm】※4								
測定実施年月日	平成25年11月27日	平成25年12月17日	-	平成26年2月18日※	平成26年3月18日※	平成26年4月8日※	条例の基準	備考
冷却塔出口A	3.2	4.6	-	2.1	4.7	2未満	-	発電所内 排出口
冷却塔出口B	4.6	2未満	-	2未満	2.2	2未満		
敷地境界①	0.004未満	0.004未満	-	0.030	0.004未満	0.004未満	-	発電所 敷地境界3点
敷地境界②	0.11	0.004未満	-	0.32	0.019	0.014		
敷地境界③	0.004未満	0.015	-	0.013	0.0049	0.004未満		
周辺住民宅 (A地点からL地点、計12地点)	D地点:0.013 G地点:0.0051 H地点:0.0066 他9地点:0.004(検出 下限値)未満	H地点:0.0081 他11地点:0.004未満	-	-	-	-	(環境基準 (1時間値) 0.1ppm)	椋立地区 中之郷地区 主要地点

※：東京電力株式会社による自主測定（都の指示書に基づかない測定）です。

※1：臭気指数とは、複数の人間が袋に採取した空気サンプルの臭いを嗅いだ後、その臭いの程度を集計して数値化したものです。サンプルを10倍に希釈して臭いを感じる場合に臭気指数は10となり、サンプルを100倍に希釈して臭いを感じる場合に臭気指数は20となります。

※2：硫化水素とは、空気より重く、無色で水によく溶けて弱い酸性を示し、腐った卵に似た特徴的な強い刺激臭があり、目や皮膚等を刺激する有毒な気体です。

※3：硫酸塩とは、水に溶けやすく、多くの場合金属の酸化物・水酸化物が硫酸に溶解して硫酸塩となります。大気汚染防止法により特定物質に指定されています。

※4：二酸化硫黄とは、空気より重い無色の気体で、水に溶ける性質があり、腐敗した卵に似た刺激臭があり、目や皮膚等を刺激して人体に有害な物質です。